

信州産業水素推進ネットワーク規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「信州産業水素推進ネットワーク」と称する。

(目的)

第2条 本会は、長野県産業における水素等の利活用を推進することにより、県内産業の脱炭素化、エネルギーの自立、新たな産業創出の実現に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を実施する。

- (1) プロジェクトの創出及び推進
- (2) 多様な主体とのパートナーシップ構築
- (3) 水素利活用の裾野拡大
- (4) その他、本会の目的の達成に必要な活動

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、入会した企業又は団体とする。

(入会)

第5条 本会の会員として入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）に別に定める書類を添付して会長に提出し、その承認を得るものとする。ただし、会長は必要に応じて、入会の承認の権限を副会長に委任することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- (1) 暴力団その他の反社会的勢力である団体
- (2) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (3) その他、会員とすることが適当でないと会長が認めた者

(会費)

第6条 会費は無料とする。

(退会)

第7条 会員は、退会届（様式第2号）を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 法人が解散又は合併により消滅したとき
- (2) 公序良俗に反する行為を行ったとき

(3) その他、会員とすることが適当でないと会長が認めたとき

第3章 役員等

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 15名以内

2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるとき又は欠席のとき、その職務を代行する。

第4章 会議

(総会)

第9条 本会の総会は、会員をもって構成し、年1回開催するものとする。

2 総会は、必要に応じて、書面により開催することができる。

3 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 活動計画
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 本会の解散
- (5) その他、本会の運営に関し重要な事項

4 総会は、会長が招集する。

5 総会の議長は、会長が行う。

6 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(総会の書面表決等)

第10条 会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第9条第6項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(幹事会)

第11条 幹事会は、副会長及び幹事をもって構成する。

2 幹事会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 本会の事務局は、長野県産業労働部産業政策課とする。

第6章 雜則

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和7年11月26日から施行する。

(様式第1号)

入会申込書

信州産業水素推進ネットワーク会長 様

(企業・団体名を記載)
(代表者職名・氏名を記載)

信州産業水素推進ネットワークに入会したいので、下記のとおり申し込みます。

記

企業・団体名	
企業・団体名の公開可否 (いずれかに○)	可 • 否
所在地	
ホームページ URL	
担当者	氏名
	所属・職名
	連絡先 (TEL)
	連絡先 (E-mail)

チェック欄	誓約事項
	暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者及び反社会的勢力ではありません。

(様式第2号)

退会届

信州産業水素推進ネットワーク会長 様

(企業・団体名を記載)
(代表者職名・氏名を記載)

信州産業水素推進ネットワークから退会しますので、届け出ます。

記

企業・団体名	
所在地	
担当者	氏名
	所属・職名
	連絡先 (TEL)
	連絡先 (E-mail)